

予算第一特別委員会議題

令和3年2月25日(木)

大会議室

- | | | |
|----|----------|------------------------|
| 1 | 市第101号議案 | 令和3年度横浜市一般会計予算（関係部分） |
| 2 | 市第102号議案 | 令和3年度横浜市国民健康保険事業費会計予算 |
| 3 | 市第103号議案 | 令和3年度横浜市介護保険事業費会計予算 |
| 4 | 市第104号議案 | 令和3年度横浜市後期高齢者医療事業費会計予算 |
| 5 | 市第105号議案 | 令和3年度横浜市港湾整備事業費会計予算 |
| 6 | 市第106号議案 | 令和3年度横浜市中央卸売市場費会計予算 |
| 7 | 市第107号議案 | 令和3年度横浜市中央と畜場費会計予算 |
| 8 | 市第108号議案 | 令和3年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計予算 |
| 9 | 市第109号議案 | 令和3年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算 |
| 10 | 市第110号議案 | 令和3年度横浜市公害被害者救済事業費会計予算 |
| 11 | 市第111号議案 | 令和3年度横浜市市街地開発事業費会計予算 |
| 12 | 市第112号議案 | 令和3年度横浜市自動車駐車場事業費会計予算 |
| 13 | 市第113号議案 | 令和3年度横浜市新墓園事業費会計予算 |
| 14 | 市第119号議案 | 令和3年度横浜市埋立事業会計予算 |
| 15 | 病第3号議案 | 令和3年度横浜市病院事業会計予算 |
| 16 | 市第123号議案 | 横浜市手数料条例の一部改正 |
| 17 | 市第124号議案 | 横浜市介護保険条例の一部改正 |

令和3年度予算第一特別委員会審査日程（案）

- 1 局別審査 ※健福及び医療・病院は文書質問により行う
2月26日（金） 都 整・健 福
3月2日（火） 建 築・教 育
3月4日（木） 国 際・医 療・病 院
3月8日（月） 港 湾・こ 青
3月10日（水） 経 済・道 路
各日とも午前10時

- 2 常任委員会（審査委嘱）
3月12日（金）～3月17日（水）

- 3 総合審査（予算第一・予算第二特別委員会連合審査会）
3月19日（金） 午前10時

- 4 採 決
3月22日（月） 理事会 午後1時30分
委員会 午後2時
〔 本会議 3月23日（火） 予算及び予算関係議案議決 〕

※各委員会及び理事会の招集通知は、市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、原則として口頭による通知とする。

予算第一特別委員会審査委嘱区分表(案)

常任委員会名	局名	議案名
国際・経済・港湾委員会	国際	市第101号議案 令和3年度横浜市一般会計予算(関係部分)
	経済	市第101号議案 令和3年度横浜市一般会計予算(関係部分) 市第106号議案 令和3年度横浜市中央卸売市場費会計予算 市第107号議案 令和3年度横浜市中央と畜場費会計予算 市第109号議案 令和3年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算
	港湾	市第101号議案 令和3年度横浜市一般会計予算(関係部分) 市第105号議案 令和3年度横浜市港湾整備事業費会計予算 市第119号議案 令和3年度横浜市埋立事業会計予算
こども青少年・教育委員会	こ青	市第101号議案 令和3年度横浜市一般会計予算(関係部分) 市第108号議案 令和3年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計予算
	教育	市第101号議案 令和3年度横浜市一般会計予算(関係部分)
健康福祉・医療委員会	健福	市第101号議案 令和3年度横浜市一般会計予算(関係部分) 市第102号議案 令和3年度横浜市国民健康保険事業費会計予算 市第103号議案 令和3年度横浜市介護保険事業費会計予算(関係部分) 市第104号議案 令和3年度横浜市後期高齢者医療事業費会計予算 市第110号議案 令和3年度横浜市公害被害者救済事業費会計予算 市第113号議案 令和3年度横浜市新墓園事業費会計予算 市第123号議案 横浜市手数料条例の一部改正(関係部分) 市第124号議案 横浜市介護保険条例の一部改正
	医療病	市第101号議案 令和3年度横浜市一般会計予算(関係部分) 市第103号議案 令和3年度横浜市介護保険事業費会計予算(関係部分) 病第3号議案 令和3年度横浜市病院事業会計予算
建築・都市整備・道路委員会	建築	市第101号議案 令和3年度横浜市一般会計予算(関係部分) 市第123号議案 横浜市手数料条例の一部改正(関係部分)
	都整	市第101号議案 令和3年度横浜市一般会計予算(関係部分) 市第111号議案 令和3年度横浜市市街地開発事業費会計予算
	道路	市第101号議案 令和3年度横浜市一般会計予算(関係部分) 市第112号議案 令和3年度横浜市自動車駐車場事業費会計予算

令和3年度予算第一特別委員会の運営方法

1 所管局

国際、経済、港湾、こども青少年、教育委員会、健康福祉、医療、医療局病院経営本部、建築、都市整備、道路

2 委員定数

43人

自民	立民	公明	共産	ココ	神ネ
18	10	8	5	1	1

※ 各常任委員長は、所管する委員会に所属

3 正副委員長

委員長 1人	自民
副委員長 2人	自民
	立民

4 審査の流れ

	設置	初委員会	局別審査									審査委嘱	総合審査	採決	
日程		第1日	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12~15日	16日	17日
第一委	第1回 定例会 4日目	設置日の 本会議終了後 時間差開催	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■									常任委	第一委・ 第二委の 連合審査	同日 時間差 開催	
第二委			■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■												

※ 局別審査は局長説明を省略し直ちに質問に入る

5 理事及び理事会

- (1) 理事会を設けることとする。
- (2) 理事は正副委員長及び交渉会派各1人とする。ただし、所属議員が25人以上の会派は2人とする。

理事の会派割り当て数（正副委員長を除く）

自民	立民	公明	共産
2	1	1	1

- (3) 各委員会の理事会は、相互の円滑な委員会運営を図るため、緊密な連絡を行うこととする。
- (4) 理事会は、傍聴を認めることとする。理事会の傍聴の取扱いに関しては、委員会と同様とする。
- (5) 理事会は記録を作成し、公開する。
また、インターネット中継及びモニターテレビ放映を実施する。
- (6) 連合審査会（総合審査）の運営に関し協議が必要となった場合は、両特別委員会の理事会を合同で開催する。その場合の委員長職務は、最大会派の委員長が行う。

6 定足数

初委員会、局別審査、採決：委員定数の半数以上の出席（委員会条例第10条）

総合審査：両委員会委員定数の合計の半数以上とし、各委員会の委員が少なくとも1人以上出席

7 理事者の出席

局別審査等 → 担当副市長以下関係職員 総合審査 → 市長以下関係職員

8 行政委員会の長の出席

行政委員会の長の出席を求める場合は、事前に通告する。

9 委員席の指定

委員席は指定する。ただし、会派内での移動は妨げない。

10 通告期間

通告期間は、審査日の前々日（市の休日は除く。）の正午までとする。

11 質問通告のない局の審査

説明員の出席は省略し、審査順序を変更した上で、まとめて審査する。

12 質問・答弁

発言持時間の算出で用いている質問・答弁比率の55：45を基に行う。

※ 局別審査における副市長又は局長以外の答弁者は、質問者が調整の上、答弁を求める。

13 質問順位・質問者数

(1) 局別審査

ア 質問順位 交渉会派、非交渉会派、無所属の枠の中で審査日ごとの輪番制とする。

イ 質問者数 その順位の中で交渉会派は2人まで質問することができる。

順位 月 日	1	2	3	4	5	6	通告締切日時
[局別審査] 2月26日(金)	自民	立民	公明	共産	ヨコ	神ネ	2/24 正午
3月2日(火)	立民	公明	共産	自民	神ネ	ヨコ	2/26 正午
3月4日(木)	公明	共産	自民	立民	ヨコ	神ネ	3/2 正午
3月8日(月)	共産	自民	立民	公明	神ネ	ヨコ	3/4 正午
3月10日(水)	自民	立民	公明	共産	ヨコ	神ネ	3/8 正午

(2) 総合審査

ア 質問順位

多数会派順（無所属を含む。）とするが、交渉会派の2人目以降の質問順位は、交渉会派の枠内で1人目の発言が終了後、多数会派順にまとめて連続で行う。

イ 質問者数

交渉会派については会派議員数が10人までは2人、10人を超えるごとに1人を加えた人数を上限とし、非交渉会派（無所属を含む。）については1人とする。

会 派	自民	立民	公明	共産	ヨコ	立憲	井上	豊田	神ネ
質問者数(上限人数)	5	3	3	2	1	1	1	1	1

【予算第一・予算第二特別委員会連合審査会】

順位 月 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	通告締切
[総合審査] 3月19日(金)	自民	立民	公明	共産	自民	自民	自民	自民	立民	立民	公明	公明	共産	ヨコ	立憲	井上	豊田	神ネ	3/17 正午

※ 各会派が上限人数で質問を行った場合の例

(3) 通告締切日以降の受付分は受付順とする。

14 各会派の発言持時間（1日当たり）

総合審査・局別審査

会 派	自民	立民	公明	共産	ヨコ	立憲	井上	豊田	神ネ	計
持時間(分)	80	44	35	20	2	2	2	2	2	189

※ 非交渉会派及び無所属議員の発言持時間の取り扱い

- ・非交渉会派は、総合審査及び局別審査における発言時間の持時間を合計した時間から、総合審査で申告する時間を除いた時間の半分（端数切り捨て）をそれぞれの委員会における持時間とする。
- ・無所属議員は、総合審査及び局別審査における発言時間の持時間を合計した時間をその委員会における持時間とする。
- ・非交渉会派及び無所属議員の1日の発言時間については、交渉会派の5人の発言持時間（11分）を越えない範囲とし、発言通告時に申告する。その申告した時間については、発言を行った後に残時間が生じても次の日以降に繰り越さない。

総合審査	1日
局別審査	10日（無所属議員は5日）
無所属議員 の持時間	2分×6日=12分

15 パネルの拡大表示

- （1）委員は、質問を補完することを目的として、総合審査及び局別審査において、委員長の許可を得て、図・表・写真等（静止画に限る）の資料をモニター及びスクリーンに表示することができる。
- （2）質問者の資料は、委員席向きと当局席向きに設置されたモニター及びスクリーンに投影する。
- （3）投影資料を使用する場合は、あらかじめ議会局書記とデータの準備や当日の投影の段取り等について打ち合わせ、質問通告時にどの項目で使用するか記載する。電子データは、パワーポイントなどスライド表示できる形式で原則委員が作成し、質問通告の期限までに担当書記に提出する。
- （4）委員は、著作権や個人情報の保護、公序良俗に反しないかなどに十分配慮するなど、投影資料の内容について責任を負う。疑義があるときは、その取扱いは正副委員長の判断による。
- （5）投影する際には、委員会記録を読んだ際に状況が伝わるよう、資料の内容を説明するよう努める。
- （6）投影資料は、従来どおり議事録には掲載しない。
- （7）投影資料の送り・戻し等の操作は、委員が行う。インターネット中継では、委員の口頭による合図から10秒程度、投影資料のデータを配信し、その後委員を映す手順を基本に、適宜配信する。

16 局別審査における区長の出席

- (1) 出席要請の対象となる案件は、区配事業に係る区の執行状況、局事業に係る地域の状況等とする。
- (2) 委員は、区長出席を要請する際は、事前に委員長（委員長予定者）に申し出るものとし（区長名、案件、目的）、出席要請の申し出は、原則として出席日の6日前（市の休日は除く。）までとする。なお、区長出席の要否は、正副委員長の協議に基づくものとする。
- (3) 区長出席を要請する際は、区長の主たる業務である地域対応等に支障を来さないよう配慮し、区長が出席できない場合は、要請案件の内容により、部長級以上の職員が出席するものとする。
- (4) 市民局審査における、区長会議の議長区・幹事区の区長の出席については、従来どおりとする。

17 指定管理者、地方独立行政法人及び外郭団体の参考人招致

- (1) 参考人からの意見聴取は、局別審査において実施できる。
- (2) 実施手続き
 - ア 依頼書は、委員長（予定者を含む。）に提出する。
 - イ 提出方法は、参考人の住所・氏名、審査局、案件を文書で提出する。
 - ウ 提出期限は、参考人招致日の6日前（市の休日は除く。）までとする。
なお、依頼書の提出に当たっては、招致を予定している機関を所管する局を通じ、あらかじめ調整を行う。
- (3) 意見聴取の方法
参考人の意見陳述とその後の質問に対する答弁によるほか、質問に対する答弁のみを行う方法によることもできることとし、いずれの方法で行うかは当該委員会が決定する。

18 本会議における委員長報告

- (1) 議決日の本会議において、各委員会の審査の経過及び結果について、各委員長から口頭で報告を行う。
- (2) 連合審査会の審査経過については、最大会派の委員長が行う。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた 令和3年度予算特別委員会の運営について

令和3年2月1日開催の市会運営委員会において決定された新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた議会運営に基づき、以下のとおり対応する。

- 1 委員会等においては、効率・効果的な運営となるように努める。
- 2 委員の間隔を確保するため、大会議室の部屋全体を使用し、初委員会・局別審査・採決日においては、座席の間隔を広げて委員席を配置する。総合審査（3月19日）においては、緊急事態措置実施期間中に開催することとなった場合は、出席委員を半数程度に調整する。
- 3 当局については、議事運営上必要な範囲内において出席を求める。
なお、説明員の間隔を確保するため、局別審査においては、当局席の2列目以降の席数を減らす。
また、必要に応じて会議中に入退室することは妨げない。

- 4 飛沫感染防止のためのアクリル板を以下のとおり設置する。

会 議	アクリル板を設置する座席	マスク等の着用
委員会	・ 委員長席 ・ 発言席 ・ 当局席（最前列）	自由
	・ 委員席等	着用
理事会	・ 委員席等	着用

- 5 傍聴者の安全・安心の観点から、3密を可能な限り回避するため、傍聴席では1席ずつ間隔を空けて着席することとし、委員会は20席、理事会は10席を傍聴席数の上限とする。
- 6 これらの委員会運営の見直しが必要になった場合等においては、別途対応を協議する。

※ その他、委員会等開催に当たっての基本的な感染対策等については、市会運営委員会決定のとおりとする。

第1回市会定例会における議会運営等

当局における新型コロナウイルスワクチン接種に向けた対応等の状況を考慮し、令和3年第1回市会定例会においては、次のとおり特例的に対応する。

1 対象局

健康福祉局、医療局・医療局病院経営本部

2 対応の内容

（1）対象局への問い合わせ等

- ・当局は各会派等に対し適宜適切に情報提供を行う。
- ・個々の議員による問い合わせ・資料要求は原則控える。
- ・問い合わせ等をする場合は、会派においては団長等が窓口となり、その必要性を見極めた上で効率的に行う。
- ・問い合わせ等に対する当局からの回答は、原則Eメール・FAX等で行う。
- ・本会議及び予算特別委員会における質問に関する問い合わせについては、質問予定者が窓口となり、長時間にわたらないよう効率的に行う。

（2）議会運営上の対応

ア 予算特別委員会

（ア）局別審査

- ・対象局の審査は、文書質問とする。
- ・文書質問は、論点を明確にし、簡明なものとする。

（イ）総合審査

- ・対象局に関する質問は、特に論点を明確のうえ効率的に行う。
- ・文書質問の内容と重複することのないよう配慮する。

イ 常任委員会

- ・報告事項は行わず（議会側から報告は求めない）、付託（委嘱）案件の審査のみ行う。
- ・長時間にわたらないよう、論点を明確のうえ効率的な審査を行う。特に、予算の委嘱審査においては、文書質問の内容と重複することのないよう配慮する。

予算第一特別委員会における文書質問の実施
（健康福祉局、医療局・医療局病院経営本部 局別審査）

1 文書質問の流れ

- ①質問者は質問主意書を委員長宛てに提出する。
 - ②委員長は答弁書の提出期限を付して質問主意書を当局へ提出する。
 - ③当局は答弁書を委員長宛てに提出する。
- ※ 質問主意書及び答弁書は全委員に配付する。

2 実施方法

(1) 質問主意書

- ア 簡明なものとする。
- イ 会派内でとりまとめ、会派代表者1人の名をもって提出する。
- ウ 質問主意書において資料要求を行うことはできない。

(2) 発言時間の取り扱い

- ア 文書質問1問を1分に換算する。
- イ 「会派ごとの文書質問数×1分」を、それぞれ各会派の当該局における使用時間として取り扱う。
※文書質問を実施する局と同日に審査する局における持時間
○交渉会派 「1日の持時間(自80憲44公35共20)」－「文書質問実施局の使用時間」
○無所属議員 質問する場合は、別途使用時間を申告する。

(3) 質問主意書の提出先・提出期限

- ア 提出先…委員長宛て
- イ 提出期限…3月2日(火)の正午まで

(4) 答弁書の提出先・提出期限

- ア 提出先…委員長宛て
- イ 提出期限…3月9日(火)の午後5時まで

(5) その他

- ・ 質問主意書及び答弁書は、委員会記録及び市会ホームページに掲載する。

予 算 第 一 特 別 委 員 会 理 事 名 簿

委 員 長	高 橋 のりみ	(自 民)
副 委 員 長	遊 佐 大 輔	(自 民)
〃	麓 理 恵	(立 民)
理 事	山 田 一 誠	(自 民)
〃	横 山 勇 太 朗	(自 民)
〃	望 月 高 徳	(立 民)
〃	安 西 英 俊	(公 明)
〃	北 谷 ま り	(共 産)